

自
昭和十三年六月
紅十字會運動
資料

H-0 6 4 3

0081

山内事務

第一課長

昭和十三年六月八日

山内事務

山内事務

紅卍字會運動ニ關スル件

六月六日企畫院岡田少佐ヨリ林、宮崎兩課長ニ對シ紅卍字會運動ニ關シ話アリタルヲ以テ右ニ關シ六月七日善隣協會大島理事ニツキ確メタル處（米内山領事面接）大島理事談話要領左ノ通
支那一般大衆ニ對スル宣撫並人心收攬ノ爲ニハ宗教ニ依ルコトヲ上策トナストノ見地ヨリ道院及紅卍字會トノ連絡ヲ圖ラントスルモノニシテ軍側ニ於テモ其ノ必要ヲ認メ之カ實行ヲ希望シツツアリ過般林出書記官歸朝ノ際同書記官、安東秘書官等トモ本件話合ヒ其ノ贊成ヲ得漸次各方面トモ協議ノ上實行運動ヲ進メントシツツアルモノナリ
元來紅卍字會ハ支那及滿洲國ノ有力者ノ參加シ居ルモノ極メテ多ク

外務省

13.3

極メテ眞面目ナル社會事業團體ニシテ從來日本震災、函館火災其ノ他各災害アル毎ニ義捐金募集送附等ノコトアリ
支那ニ於テモ各慈善事業ニ從事シ社會的信用深ク之ト聯絡活動スルコトハ思想善導ノ上ニモ極メテ有益ト認メラル
差當リテノ事業トシテハ東京ニ紅卍字教日本總會ヲ設ケ支那總會（北京）滿洲總會（新京）ト聯絡シ漸次提携シ行クコトト致度シ目下東京ニ於テハ東京帝大宗教哲學科出身ノ小田文學士ヲシテ本件籌備事務ニ當ラシメツツアリ事業計畫立案ノ上文化事業部ノ指導ヲ仰グコトト致度シ云々

は（イ）

外務省

13.3

H-0 6 4 3

0082

世界紅卍字會ニ關スル第二回打合會ニ
關スル件

(昭和十三年六月二十四日)

六月二十四日正午工業俱樂部ニ於テ世界紅卍字會ニ關スル第二回打合會開催セラレ遠藤柳作、高木陸郎、大藏公望男、大島善隣協會理事及小田學士ノ諸氏ノ外陸軍側ヨリ岡田少佐(陸軍省)片山大尉(參謀本部)又外務省ヨリ安東書記官及山口出席シタルカ席上大藏公望男ヨリ資金獲得ノ關係上世界紅卍字會日本總會ノ設立ヲ目下設立行惱中ノ東亞同胞協會ニ結ビ付クルコトヲ提議シタルカ結局(一)世界紅卍字會日本總會ノ設立ヲ見合セ世界紅卍字會中華總會後援會ヲ組織シ支那ニ於ケル同總會ノ活動ヲ後援スルノ計式ヲ採ルコト(二)基金竝ニ活動資金ノ募集ニ付テハ一口十圓トシ同會活動後援ニ關心ヲ有スルモノヨリ出來得ル限り之ヲ募集スルコトニ意見ノ一致ヲ見大島氏ニ於テ一應世界紅卍字會中華總會北京關係者ノ意見ヲ求ムルコトトナレリ一方右設立ニ關スル一切ノ斡旋ハ遠藤柳作及高木陸郎兩氏

外務省

18,4

ニ於テ引受ケタル上右兩氏ヨリ外務省及陸軍省側ニ對シ事務所費及事務所開設當初ノ活動資金トシテ右兩省ヨリ幾分ノ寄附ヲ願度キ旨申出アリタリ

は(一)

世界文化の発展に資するに合理的也
其

外務省

18,4

電 信 案	ノ活動ヲ助長 私用シ得ヘキヤヲ承知シ置ク要アリ 旁々貴地軍側 モ	方 法 具 体 的 計 畫 ノ 樹 立 ニ 當 リ 現 地 ニ 於 テ 果 シ テ 如 何 ナ ル 程 度 ニ 本 會	又ハ國民政府ノ壓迫ニ依リ其ノ行動ヲ牽制セラレタル事例モアル一	居ル處本會ニ付テハ錢ニ外國系改濟團體ノ資金及統制ノ下ニ活動シ	コトヲ主眼トシテ出來得ル限リ速ニ右運動ヲ具体化スル必要ヲ認メ	於テハ其ノ宣撫工作ノ線ニ沿ヒ其ノ所期ノ效果ヲ擧ゲ得ルモノナル	善事業トシテ行フコトヲ條件トシテ適宜右運動ヲ助成致度又軍側ニ
-------------	---	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

(原議用紙乙)



(分類 62)
安東課長
福田官補

電 信 案	テハ其ノ外界ニ及ホス反響ヲ慎重考 量シ少クトモ表面上純然タル慈	ヲ以テ世界紅十字會ノ活動ヲ助長シ利用セントスル議アリ當方トシ	最近時局ノ推移ニ鑑ミ民間一部ニ於テハ支那側民心ヲ收攬スル目的	暗 時 合 第 一 分 九 號	電 送 第 15322 15322 號	主 管
					昭和十三年六月十日起草	
外 務 省	テハ其ノ外界ニ及ホス反響ヲ慎重考 量シ少クトモ表面上純然タル慈	ヲ以テ世界紅十字會ノ活動ヲ助長シ利用セントスル議アリ當方トシ	最近時局ノ推移ニ鑑ミ民間一部ニ於テハ支那側民心ヲ收攬スル目的	暗 時 合 第 一 分 九 號	電 送 第 15322 15322 號	主 管
外 務 省	テハ其ノ外界ニ及ホス反響ヲ慎重考 量シ少クトモ表面上純然タル慈	ヲ以テ世界紅十字會ノ活動ヲ助長シ利用セントスル議アリ當方トシ	最近時局ノ推移ニ鑑ミ民間一部ニ於テハ支那側民心ヲ收攬スル目的	暗 時 合 第 一 分 九 號	電 送 第 15322 15322 號	主 管

電信課長

發電係

11

昭和十三年六月十日起草

牛

(原議用紙乙)

聯絡ノ上本會ニ付左記ニ點御取調ノ上貴見ト共ニ御同電相成更シ									
記									
一、外對系諸救濟團體及國民政府トノ關係									
一、最近ニ於ケル活動狀況									
以上									
電信案									
外務省									

電信課長

次 大

官 長

寫
送
先

東亞 歐亞 米湖 通商 條約 情報 文化 調查 人典 儀典 文典 總會 總務



昭和13 一八六〇七 暗 北京 六月廿八日後發 文化、亞

本省 廿八日夜着

字垣外務大臣 堀内參事官

第九三三號

貴電合第一八六九號ニ關シ（世界紅卍會ニ關スル件）

一、國民政府ハ本會ヲ壓迫シタル事例アルモ支持スル態度ニ出テタル

コトナシ又本會ハ宗教團體タル（脱）同院附屬事業機關タル獨自

ノ立場ヲ有シ外國系タルト内國系タルトヲ問ハス他ノ救濟團體ト

何等ノ關係ヲ有セス

二、最近日支間ノ戰鬭ニ依ル細民ノ救助、屍體收容等甚タ見ルヘキモ

ノ多シ本會最近活動狀況ニ付テハ委細郵報ス

外 務 省

三、最近傳ヘラルル日本紅卍會成立ノ後之ヲ通シテ中華總會ニ働掛ク

ルコト最モ穩便ト思料セラル

四、當地軍側ニ於テハ作戰時機ノ關係モアリ本會利用ハ時機尙早トノ

見解ヲ有シ居レリ（了）

外 務 省

H-0 6 4 3

0086

電信課長

大臣
次官

東亞
歐亞
米洲
通商
條約
情報
文化
調查
人典
儀典
文書
會計
秘書
官
寫
送
先

13.7.7

昭和13 一九〇三一 暗

天津 七月一日後發
本省 一日夜着

文化、亞

宇垣外務大臣

田代總領事

第六八七號

貴電合第一八六九號ニ關シ（世界紅卍字會ニ關スル件）

一、當地紅卍字會ハ外國系諸救濟團體トノ關係ナク且目下ノ所同會自
體トシテハ直接國民政府ト關係ナキモ會員中ニハ密ニ國民政府ト
聯絡スル疑アル者モアル趣ニテ我方ニ於テ嚴重注視中ナリ

二、客年天津事變勃發ノ際ハ逸早く避難民救濟（約六萬人）、屍體埋
葬、施療施米（約四十萬斤）等ニ努メタルカ現在ニ於テモ殘廢院
（孤獨老人收容所）、小學校診療所等ヲ設クル等活躍シツツアリ

外務省

三、御承知ノ通り紅卍字會ハ殆ント有産階級若クハ有識階級ヲ以テ組
織セラレ居ル關係上民心收攬ノ一方策トシテ之ト緊密圓滿ナル聯
絡ヲ計リ同會ノ活動ヲ援助スルコト極メテ時宜ニ適スト認メラル
ルモ會員ノ素質ニモ鑑ミ餘リニ立入り過クルコトハ餘程考慮ヲ要
スト存セラル特ニ我方官憲カ表面ニ立ツカ如キハ面白カラサルヲ
以テ絶對ニ之ヲ避ケ近ク組織サルヘキ日本紅卍字會ヲシテ働キ掛
ケシムルコト然ルヘント存セラル

北京へ轉電セリ

外務省

H-0 6 4 3

0087

特報

昭和13 二三一四一 暗 北京 八月八日後發 文化、亞
本省 九日前着

宰垣外務大臣

堀内参事官

第一一六四號ノ一（至急）

往電第九三三號ニ關シ

過日吉良日本紅卍字會總會設立發起人ヨリ當地道院紅卍字會ニ關係
ヲ有スル日本紅卍字會ニ對シ世界紅卍字會日本總會設立趣意書草案ヲ
送リ來タリ同人ハ之ヲ當地紅卍字會總會ニ提示シタルカ其ノ中ニ右
要立ノ目的四項中一ノ防共協定ノ線ニ沿ヒテ世界ノ凡ユル宗教的活
動ヲ助長シ復活セシムト書フ我思想國策ニ合致シ又ノ他面ニ於テ支
那一般民衆ニ對スル宣撫工作ノ重要ナル一「ルート」トシテ役立タ

外務省

ンコトヲ期スル次第ナリトアリシ爲當地道院紅卍字會ノ幹部等ハ大
イニ驚キ若シ日本紅卍字會創立ニ際シ斯ル趣旨ヲ發表セラルルニ於
テハ北支方面ハ兎ニ角トシテ中南方面ニ於ケル紅卍字會ハ黨政府側
ヨリ如何ナル懸念ヲ受クルヤモ知レス斯ル趣旨ハ絕對ニ外ノ部ニ發
表セザレサル機微サレ度キ旨紅卍字會幹部ヨリ林田ニ述ヘタルヲ以
テ林田ヨリ東京ニ於ケル紅卍字會設立發起人ニ注意ヲ促スト共ニ

（續ク）

外務省

H-0 6 4 3

0088

電信課長

次大臣

官

東亞

歐亞

通

條

情

文

調

人

儀

文

會

祕

寫
送
先

昭和13 一九二四八 暗 濟南 七月四日後發 文化、亞
本省 五日 前着

宇垣外務大臣

有野總領事

第五二二號ノ一

貴電合第一八六九號ニ關シ（世界紅卍字會ニ關スル件）

一、當地各方面ニ就キ取調ヘタルモ外國系諸救濟團體トノ關係不明ニ
テ直接紅卍字會及外國人宣教師等ニ就キ夫レトナク當リ見タルモ
當地ニ於テハ直接此ノ種團體ニ利用セラレタル形跡ナシ又國民黨
ヨリハ迷信打破ノ見地ヨリ當テ壓迫セラレタルコトアルモ（道院
ノ名稱ニ依ル救濟事業ヲ禁止セラレ爾後紅卍字會名ヲ用フルコト
トナレリ）積極的ニ迫害ヲ蒙リタルカ如キコトナカリシ模様ナリ

外 務 省

ニ紅卍字會ハ道院ノ外廓的救濟團體ニテ道院ハ民國十年杜某ナル者
當地ニ於テ創始セルモノ（當地道院ヲ母院ト稱ス）ニテ從テ當地
ハ紅卍字會ノ「メツカ」トモ稱スヘク同會ノ活動モ當地ヲ中心ト
シ相當活潑ニ行ハレ居レリ濟南母院ニ於ケル今日迄ノ修道者三千
二百三十八名、紅卍字會員一千三百七十四名（紅卍字會入會ノ先
決條件トシテ入道ヲ要ス）ニテ同會ノ主ナル施設トシテ道德總社
（民國二十一年以降道德月刊ナル機關誌發行）、第一施療所（民
國二十年開設毎年施療者一萬二、三千人）、第二施療所（同二十
一年開設施療者同上）、殘廢院（同十一年開設扶養者ナキ老人不
具者ヲ收容ス現收容者百十六名）、育嬰堂（同十四年開設、貧困
妊婦ヲ收容ノ上出産セシメ又嬰兒ヲ保育ス、毎年二百數十件ニ達

外 務 省

シ現在收容嬰兒十名）等アリ臨時的ニハ今時事變ニ際シ避難民收容所ヲ設ケ救済ヲ爲シタリ（往電第四五號御參照）（續ク）

外
務
省

電信課長

大臣

次官



東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事



寫送先

昭和13 一九二五 一 暗

濟南 七月四日後發
本省 五日前着

文化、亞

宇垣外務大臣

有野總領事

第五二二號ノ二

尙道院數ハ現在山東八八、河北五〇、江蘇四八、安徽四二、河南山西各一八、其ノ他三七（以上支那）朝鮮京城、滿洲國八八、合計三九〇ニ達シ道院所在地ニハ必ス正字會アリ道院ニ於テ修道セル者約二十萬、内紅卍字會會員約十五萬ト稱セラルル由（此ノ外實際ニ修道スルコトナク相當ノ會費ヲ納メテ便宜上同會ニ籍ヲ置ク者相當アル模様）

三、道院ハ在來ノ支那民間宗教ノ發達セルモノニテ愚昧ノ民衆ニ對ス

外務省

ル把握力ハ根強キモノアリ此ノ點相當ノ利用價值ハアル次第ナルモ（例ヘハ防共等）一面道院ノ教義及行事中ニハ荒唐無稽又ハ迷信ト認メラルル點鮮カラス紅卍字會ヲ利用シ援助スルコトハ假令純然タル救済乃至防共ノ範圍ニ限定スルモ同會ト道院トノ關係ヨリ見テ自然道院ノ發達助長ヲ促ス結果トナルヘク又同會ハ由來會員ハ政治、軍事、黨務ニ關與スヘカラストノ信條ヲ掲ケ居ルモ右ハ保。教。上ノ便宜ニシテ同會ノ勢力擴大ニ伴レ政治關與、他宗教トノ摩擦等種々弊害發生ノ惧アルヘシ是等ノ點ハ既ニ充分御考慮ノコトトハ存スルモ同會利用上相當注意ノ要アリト思考セラル尙當地軍閥、特務機關側ニ於テハ目下何等同會ニ對シ工作ヲ進メ居ラス

外務省

北京、天津、青島、上海へ轉電セリ
大臣ヨリ南京へ轉電アリタシ

外
務
省

H-0 6 4 3

0093

電信寫

秀山傳
今之

福

五

H-0 6 4 3

0094

電信寫

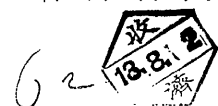
神

電信寫
神

電信課長

大臣
次官

東亞
歐亞
米洲
通商
條約
情報
文化
調查
人事
儀典
文書
會計
秘書
官
寫
法
分



昭和13 一九四四 三 暗 南京 七月六日後發 文化、亞

本省 六日夜着

宇垣外務大臣 花輪總領事

第二〇三號

貴電合第一八六九號ニ關シ（世界紅卍字會ニ關スル件）

一 國民政府トノ關係

國民政府成立以來紅卍字會ノケト如何ナル關係アリタルヤハ容易ニ察知シ得サルニ本會カ純然タル慈善團體タルヲ標榜シ國民政府側ヨリ資金等ノ供給ヲ受クルコトナク其ノ獨自ノ立場ニ於テ救濟事業ニ從事シ居リタリト爲ス者多シ（國民政府南京引揚ニ際シテハ米、麥等ノ寄存食糧品ヲ供給セラレタル由）

外務省

三 國際委員會トノ關係

昨年十二月皇軍南京入城ニ先立チ南京殘留米國人ヲ中心トシテ國際委員會（後ニ國際救濟委員會ト改稱ス）ノ成ルヤ互ニ其ノ趣旨ヲ同フスル關係上之ト合作シ金陵大學、同女子大學、同神學院、同女子神學院、同中學校及大方巷十五號ノ六箇所ニ難民收容所ヲ設ケ白米及粥ヲ無料ニテ配給シ積極的救濟活動ヲ爲シタリ（右活動力國際委員會ノ財政的援助並ニ指導下ニ行ハレタルモノナルコトハ想像ニ難カラス）

五月下旬前記難民收容所カ閉鎖セララルニ先立チ國際救濟委員會ト共同ニテ紅卍字會國際委員會聯合賑濟委員會ヲ組織シ救濟ヲ要スル難民ニ對シテハ白米ヲ支給シ或ハ最高五元ノ資金融通ヲ爲シ

外務省

H-0 6 4 3

0096

ツツアリ

三、紅卍字會ノ活動狀況前記ノ如ク難民救済ニ積極的の活動ヲ演シ居ル一方苦力ヲシテ專變直後南京市内外ニ放置セラレタル無數ノ支那兵戰屍體ヲ收容埋葬シ其ノ數四萬二千二百餘人ニ達シ又市内各處四號ニ診療所ヲ設ケ殆ト無料ニテ診療施療シ相當數ノ支那人患者ヲ取扱ヒ居ルモノノ如シ

四、所見以上ノ如ク紅卍字會ノ活動モ概ネ國際委員會ノ援助指導ノ下ニ行ハレ居リ前記屍體ノ收容埋葬力莫ニ我宣撫班ノ指導下ニ行ハレタルニ過キサル現狀ナル處國際委員會トノ合作モ偶々兩者力難民救済ナル同一目的ノ爲便宜的ニ協同シタルモノニシテ本會力純然タル慈善團體タルヲ標榜シ居ルニモ鑑ミ何等他意ナギモノト見

外務省

ルコト至當ナルヘク從テ我方ノ方策如何ニ依リテハ支那側民心收攬ノ爲本會ヲ利用シ得ル餘地多分ニ存スト思考セラル然レ共本會ハ前記ノ如ク純然タル慈善團體タルヲ標榜シ居ル關係上之ニ政治的色彩ヲ表示スルコトハ極力避クルヲ要シ飽迄慈善團體トシテ活動ヲ容易ナラシムル要アリト存ス(了)

外務省

電信寫

山石

施録

あ

H-0 6 4 3

0098

$$\begin{aligned} \frac{1}{2} \frac{d}{dt} \left(\frac{1}{2} \frac{d^2 u}{dt^2} \right) &= \frac{1}{2} \frac{d}{dt} \left(\frac{1}{2} \frac{d^2 u}{dt^2} \right) \\ &= \frac{1}{2} \frac{d}{dt} \left(\frac{1}{2} \frac{d^2 u}{dt^2} \right) \end{aligned}$$

一九八四年
五月二十日

H-0 6 4 3

0099

電信課長

大臣
次官

東亞
歐亞
米洲
通商
條約
情報
文化
調查
人事
儀典
文書
會計
秘書
官
寫
送
先

18813

昭和13 二〇七七〇

暗

青島 本省

七月十九日後發
十九日夜着

文化、亞

宇垣外務大臣

大鷹總領事

第六〇一號

貴電合第一八六九號ニ關シ（世界紅卍字會ノ件）

一、當地紅卍字會ハ嘗テ外國系諸救濟團體等ヨリ寄附金又ハ其ノ他ノ援助ヲ受ケタルコトナシ

二、本會ノ本部ハ民國十一年設立セラレ北京政府ニ届出テ居リタル爲國民政府ヨリ壓迫ヲ受ケ一時當地道院モ閉鎖セラレタルコトアリシモ近來何等制限又ハ取締ヲ受ケ居ラサリシ由ナリ

三、現在會員男一二八名女二〇名入道者約一、〇〇〇名アリ毎月會員

外務省

ノ寄附金約六百元アリ（一）平民治療所ヲ設ケ毎月平均療者約六五〇名漢法醫ニ依ル施療者約三〇名アリ（二）施藥所ニ於テ毎月五十元ヲ支出シ施藥ス（三）無息借貸所ヲシテ極貧者一名ニ對シ三元宛無利息ニテ貸出シ居レリ（四）貧産貧婦ハ貧困ノ人夫及家婦一名ニ對シ三元宛支給シ居リ毎月約一〇名ノ受給者アリ

軍部ニ於テハ本會ニ全然關係シ居ラサル處本會ハ事變ノ影響ヲ受ケテ會員ノ寄附金少ク經費不足ノ爲平民學校ヲ閉鎖シ難民ノ收容等ノ救濟事業ヲ中止シ居ル現状ナルニ付官邊又ハ一般民間ニ於テ資金又ハ寄附金ヲ募集シ本會ノ事業ヲ助成シ積極的ニ貧民及事變ニ依ル難民ノ救濟ニ當ラシムルコト支那民衆宣撫上効果大ナルモノアリト思料ス

外務省

H-0 6 4 3

0100

北京、上海、天津、濟南、芝罘へ轉電セリ

外
務
省

H-0 6 4 3

0101

大臣 次官

電信課長

東亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 儀典 文書 會計 秘書官 寫送先

昭和13

二一〇二一

暗

本省

七月廿二日 後發
廿二日夜着

文化、亞

宇垣外務大臣

日高總領事

第二二七三號ノ一

貴領台第一八六九號ニ歸シ（世界紅卍字會ニ關スル旨）

當堀佛租界ニ東南。總會各省市縣ニ分會ヲ有スルモ湖南、廣東、

西ハ組織小ナリ當地ニテハ實業界ノ顔役始メ重立チタル人物ハ大

部分入會（會員ハ必スシモ遺院ニ加入セス）シー、二八事件當時

ノ寄附金ヲ基金トシ現在數箇所ノ難民收容所（小規模）ヲ設備ス

ルモ其ノ他ニハ餘リ活動シ居ラス又會員數ノ寄附金募集モ今次事

變後二、三回行ヒ傷病兵醫療費トシテ送附シタルモ今年ニ入りテ

13.8.26

外務省

ハ募集シタルコトナキ由

ニ元來同會ハ道院ヲ基トスル純粹ノ慈善團體ニシテ會員ハ老人大

部分ヲ占メ政治的色彩全然ナク皆テ杜月笙（會員）カ自己勢力ノ

基礎トセント企テ撥付ケラレタルコトアルカ最近ハ熊希齡夫人ハ

同會ハ數年前軍事委員會ヨリ親日的陰謀ノ嫌疑ニテ壓迫ヲ受ケ一

時活動ヲ停止シタルカ其ノ後熊ヨリ國民政府内政部ニ登記シ復活

セハ由）ヲ通シ（續ク）

外務省

電信課長

次 大
官 臣

東 亞
歐 洲
米 洲
通 商
條 約
情 報
文 化
調 査
人 事
儀 典
文 書
會 計
祕 書
官

寫
送
先

昭和13 二一 一二二 暗 上海 七月廿二日後發 文官、亞

本省 廿二日夜着

宇垣外務大臣 日高總領事

第二二七三號ノ二

載笠ノ予知ヒ近來加入ノ比較的年少ナル會員ニハ江蘇浙江ノ戰區
ニ出入シ、ノ特務工作ニ協力シ居ル者アリトノ諜報アリ

三、外國系救濟團體トハ救濟實施ノ際聯絡ヲ欲ルコトトシタル（コト）
アルモ夫レ以外ニハ關係ナク又國民政府トノ財的關係モナシ

四、同會ノ利用ハ支那民衆ヲ收攬スル上ニ甚タ結好ナル思付ト存セラ
ルルモ實際問題トシテ會員中人望高キ人物ヲ我方ニ惹付クル必要
アル處當地ニテハ「テロ」行爲瀕出ノ現状ニ於テハ重立チタル會

外 務 省

員ハ假令慈善事業ニセヨ我方乃至新政府ト關係ヲ付クル勇氣ナク
旁々前記ニノ情報モアリ、事件實施ハ當分困難ナルヤニ思料セラル
尤モ同會ノ總本部ハ北支ニ在ルコトニモアリ先ツ濟南又ハ北京邊
ニテ手ヲ著ケ當地方ヘハ時機ヲ見テ北方ノ同會ヲシテ勵掛ケシム
ルコトハ充分考慮ノ餘地アリト存ス

北京、天津、濟南、青島ヘ轉電セリ

外 務 省

H-0 6 4 3

0103

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 總務 寫字

昭和13 二三一四一 暗

北京 八月八日後發
本省 九日前着

文化、亞

宇垣外務大臣

堀内參事官

第一一六四號ノ一（至急）

往電第九三三號ニ關シ

過日吉良日本紅卍字會總會設立發起人ヨリ當地道院紅卍字會ニ關係
ヲ有スル日本紅卍字會ニ對シ世界紅卍字會日本總會設立趣意書草案ヲ
送り來タリ同人ハ之ヲ當地紅卍字會總會ニ提示シタルカ其ノ中ニ右
設立ノ目的四項中一ノ防共協定ノ線ニ沿ヒテ世界ノ凡ユル宗教的活
動ヲ助長シ復活セシムト言フ我思想國策ニ合致シ四ノ他面ニ於テ支
那一般民衆ニ對スル宣撫工作ノ重要ナル一「ルート」トシテ役立タ

外務省

ンコトヲ期スル次第ナリトアリシ爲當地道院紅卍字會ノ幹部等ハ大
イニ驚キ若シ日本紅卍字會創立ニ際シ斯ル趣旨ヲ發表セラルルニ於
テハ北支方面ハ兎ニ角トシテ中南方面ニ於ケル紅卍字會ハ黨政府側
ヨリ如何ナル壓迫ヲ受クルヤモ知レス斯ル趣旨ハ絶對ニ外ノ部ニ發
表セラレサル様致サレ度キ旨紅卍字會幹部ヨリ林出ニ述ヘタルヲ以
テ林出ヨリ東京ニ於ケル紅卍字會設立發起人ニ注意ヲ促スト共ニ

（續ク）

外務省

電信課長

大臣
次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 秘書

寫送先

昭和13 二三一四〇 暗 北京 八月八日後發 文化、亞

本省 九日前着

宇垣外務大臣

堀内參事官

第一一六四號ノ二(至急)

當地紅卍字會關係者ニ對シ誤解セヌ様説明ヲ與ヘ置キタル由ナルカ
既ニ御承知ノ通り道院紅卍字會ハ當地總院總會及濟南母院ノ下ニ二
百餘ノ分會アリ(滿洲ヲ除ク)何レモ地方ノ有産有識階級ヨリ成ル
修養慈善團體ナルヲ以テ彼等ノ信仰及慈善事業ニ對シテ理解ヲ示シ
ツツ其ノ事業ニ對シテ幾分ニテモ進ンテ助長スルコトハ彼等ト親ミ
一般支那民衆トモ親善關係ヲ招來スルニ有效ナル一ノ方法ト思考セ
ラルルモ之ヲ利用シ宣撫工作ノ一助ト爲サントスルカ如キ氣配力少

外務省

シニテモ表ニ現ハルルニ於テハ彼等ハ之ヲ喜ハサルノミナラス自然
我方ニ接近ヲ避クルニ至ラシムル惧アリ就テハ今回東京ニ於テ紅卍
字會中華總會後援會設立ノ企アル由ナルカ斯ル會ヲ通シテ當地總院
總會及濟南母院ニ接近セシメ彼等ノ信仰、修養及慈善事業ヲ探求セ
シメ彼等ト精神的ノ親交ヲ重ネシメ時ニ應シテ同後援會ヲ通シテ紅
卍字會ノ慈善事業ヲ助長セシムル如ク爲サシメハ間接ニハ宣撫工作
ノ上ニモ有效ナル結果ヲ來シ得ルモノト思考セラルルニ付貴地後援
會開催者ニ對シテモ此ノ意味ヲ徹底セシムル様御配慮相成度シ
天津、上海、青島、濟南、張家口ヘ轉電セリ

外務省

電 信 案

援スル建前ノ堅持タルヲ右報告

紅十字會總會ノ慈善事業ヲ後

會トシテハ專ラ北支並ニ滿洲ニ於ケル世界

起人側ニ於テ十分取得シ爾來本

摘ミ且見トシテ然レ日報者ノ説明

① 本件同面者何ノ接能ハ

如キ文句ヲ付付キ會設キ協義會

本件同面者何ノ接能ハ

右ノ事ヲ指

(原議用紙乙)

13.8.17

(分類) (2)

電 信 案

外 務 省

管 主

任 主

發 電 保

昭 和 年 八 月 十 日 起 草

11/08

第 七 一 四 號

件 宛

世界紅十字會總會ニ

在 北 京

堀 田 參 事 官

發 件 録 記

宇 垣 大 臣

貴電第一一六四號ニ因リ

中 央 方 位 於 三 大 体 制 中 未 示 ノ 如 中 古 三 一 〇

軍 事 上 事 業 遂 行 爲 起 人 側 於 社 會 起 草

ハ 市 面 中

リタル最前ノ意ヲ書キ未キハ一 添 束 書

二依新
趣意書起草ヲ見タル次

第ナル事門業起人一名

秘弟 塔任元一 田某 廿四 趣意 刻

北京二部送江名在入十力中具愛帝由

紙、一次第アリ、~~延~~
托人側ニ対シテ、~~康重~~

注意に置かれ、付右帝令之相成度

市古蹟林公書說古蹟外傳（附）

外務省

（季細郵報）

天津、上海、青島、濟南、張家口、

轉電也

外務省

18.8.17

(分類 62) v

電信 案	(全义转電ノリ)	平略	暗	電送第21575-21580號		管主
				昭和13年8月11日	午後4時	
外務省	奉大臣兼北京支那報第七一四號	合 第二五七 號	件	在天津	田代總領事	主任
				在青島	日高總領事	
			在濟南	大野總領事		發電係
			在張家口	森田總領事		
			世界紅十字會總會			昭和十一年八月十一日起草
			二回ニ件			
			名件録記	發	宇垣大臣	

電信課長

發電係

11 05

H-0 6 4 3

0108

秘
收
13.3.11

安東書記官

福田官補

一

一

五

(美濃中越野紙) (1)

13.3.11

六月二十四日(金)正午至工業俱樂部ニ於テ世界
紅十字會神助ニ因スル第二回打合會ヲ開催スル
趣テ大島善隣協同會理事ヨリ外務省側ノ
出席ヲ希望シ来リタリ
尚出席者顔觸トシテハ陸軍側ヨリ岡田少佐
其ノ他ヨリ高木陸郎大藏公望林久治郎
等ナレバナリ

当部より引續き山に事務官出席可也

外務省

(12. 10)

H-0 6 4 3

0109

面

世界紅卍字會日本後援會設立打合會ニ關スル件

(昭和十三年七月九日)

七月八日午後二時工業俱樂部ニ於テ外務省側ヨリ安東書記官及山口又發起人側ヨリ遠藤柳作、大藏公望男、高木陸郎、藤沼前警視總監大島善隣協會理事、及小田文學士出席ノ上世界紅卍字會日本後援會設立ニ關スル第三回打合會開催セラレタルカ同會席上打合ヲ了シタル事項左ノ通

- 一、世界紅卍字會中華總會(道院ニハ觸レス)ノ社會慈善事業ヲ後援スル建前ニ趣旨書竝ニ規約ノ起草ヲ急クコト
- 二、世界紅卍字會中華總會ノ宗教思想(道院)ニハ全然觸レス專ラ時局ニ關聯スル同總會ノ社會慈善事業ヲ後援シ以テ支那民心收攬宣撫ニ資スルニ努ムルコト
- 三、大本教カ先般同總會ヲ利用シタル關係アリ現ニ大本教再建運動ニ從事スルモノニシテ同總會ヲ利用セントスルモノモアリ此點ハ殊

外務省

13.4

安東書記官

福田官補

川口領事

ニ警戒スル要アルニ鑑ミ先般大本教彈壓ニ當リタル藤沼庄平氏ヲ理事ニ加フルコトトシ同氏ノ承諾ヲ得タルコト
四、事務所開設費ヲ陸軍側及外務省側ニ於テ分擔支出スルコトトシ外務省側ニ對シテハ近ク遠藤柳作氏ヨリ外務省文化事業部長及外務次官ニ懇談スルコト

尚發起人側ノ質問ニ對シ山口ヨリ發起人側ニ於テ先般來外務省側ニ於テ主張シ來リタル通政治問題宗教問題ヨリ離レ專ラ慈善事業ヲ援助スルノ建前ヲ堅持スル以上陸軍側ノ出方ヲ見且之トノ振合ヲモ考量シ適宜本會設立ヲ補助スルコトニ決定シ居ル旨ヲ答ヘ置キタリ

外務省

13.4

委.企
13.7.13
局記書

H-0 6 4 3

0110

世界紅卍字會日本總會設立ニ對スル文化事業部ノ方針

(昭和十三年六月十日)

世界紅卍字會日本總會ノ設立運動ニ關シ當部トシテ左記方針ニ依リ
右運動ヲ助長スルコトト致度

記

一前記日本總會設立ニ際シ其ノ政策的動機ヲ外部ニ表明スルコトハ
嚴ニ之ヲ避ケ表面上純然タル慈善事業ノ機關トシテ之ヲ助成スル
コト

ニ日本内部ニ對スル關係ニ於テ其ノ宗教的動機ヲ特ニ高調シ且宗教
運動トシテノ活動ヲ爲スコトハ成ルヘク之ヲ避ケ今回ノ舉カ主ト
シテ(イ)世界紅卍字會支那總會カ從來日本ノ災害ニ對シ示シ來リタ
ル厚意ニ報ユルト共ニ(ロ)純然タル慈善事業ノ見地ヨリ戰禍ニ惱ム
支那民族ヲ救済スルコトニ在ル旨ノ建前ヲ堅持ス

三助成ノ程度ニ付テハ陸軍側トノ權衡ヲ考量ノ上日本總會事務所ノ

設立費ノ幾分ヲ補助スルコトトシ現地ニ於ケル宣撫費ハ原則トシ
テ陸軍側ノ支出ニ任セ置クコト

四現地ニ於ケル本會ノ活動ヲシテ前記建前ヲ堅持セシメ稍モスレハ
功ヲ急カントスル虞アル現地軍側ノ行動ヲ適宜調整スル爲現地ニ
於ケル本會活動ノ統制指揮監督ハ出來得ル限り之ヲ林出總領事ニ
一任スルコト

五本會助成ニ先チ世界紅卍字會支那總會ノ外國系諸救済團體並ニ國
民政府ニ對スル關係ヲ攻究シ且同會ノ現地ニ於ケル活動振ヲ調査
スルコト

六日本總會ノ人的構成立ニ支那總會トノ聯絡方法ニ付テハ大島理事
小田文學士ヨリノ具體的提案ヲ待テ慎重攻究スルコト

七日本總會ノ規約ニ付テハ發起人ノ起草ニ係ル「世界紅卍字會日本
總會規約草案」ニ依ルコト

以上

世界紅卍字會ニ關スル件

(昭和十三年六月九日山口記)

一 外務省トシテハ先ツ世界紅卍字會日本總會設立趣旨書草案ニ於テ其ノ設立目的トシテ(一)防共協定ノ線ニ沿ヒ世界ノ凡有宗教的活動ヲ助長復活セシメントスル我思想國策ニ合致スルコト(二)其ノ思想信仰ノ原理的一致ニ依リ特ニ日支兩民族ノ宗教的隔和親善ニ貢獻スルコト(三)日本在住及日本來訪ノ中國人ニ對シ精神の安心立命ノ本據ヲ與フルコト及(四)支那一般民衆ニ對スル宣撫工作ノ重要ナル一「ルート」トシテ役立ツヘキコトヲ舉ケ居ル點ヲ指摘シ日本側ニ於テ本會ヲ利用セントスル動機ニハ多分ニ政治的意義含マレ居ルヘキモ之ヲ表面ニ表現スルコトハ今回ノ舉カ同會並ニ支那側一般ニ與フル印象ヲ考量シ嚴ニ慎ムヘキ旨ヲ反覆説明シ主催者側並ニ軍側ノ同意ヲ得置キタリ

外務省

13.6

はし

ニ軍側トシテハ支那側民心ノ收攬上出來得ル限り速ニ本會ヲ利用シ度ク若差當リ陷落後ノ漢口ヲ豫想シ居リ從テ本會ノ行動ニシテ右宣撫工作ノ線ニ從ヒ且直接右ニ役立ツモノナラサル以上本會ニ對スル軍側援助ハ困難ナル旨ヲ繰返シ説明セリ
ニ依テ福田官補ヨリ世界紅卍字會カ外國系救濟團體ノ指揮下ニ行動シ又ハ國民政府ノ重壓ノ下ニ行動ヲ牽制セラレタル例ヲ指摘シタルニ付陸軍側ニ於テハ現地ニ於テ右取調ノ要アル旨ヲ主張シ外務陸軍別々ニ出先ニ對シ右査報方訓電スルコトニ打合ヲ了セリ
四 陸軍側トシテハ本會ヨリ絕對ノ信用ヲ享ケ居ル林出總領事ニ對シ特ニ歸朝ヲ命シ同總領事トノ間ニ現地ニ於ケル本會ノ活動ニ關シ詳細打合セ度キ希望ヲ開陳セリ

外務省

13.6

H-0 6 4 3

0112

外務省側ヨリ日本總會設立趣旨書記載ノ如ク宗教的活動ヲ高調ス
ルコトハ殊ニ世界紅十字會及大本教從來ノ關係ニ鑑ミ極メテ機微
ニ亘ルモノアリ内務省關係當局ノ同意ヲ取付ケ置ク必要アル所以
ヲ指摘シタル處大島理事ニ於テ既ニ同當局ノ意向ヲ探リタルコト
ハアルモ尙正式ニ同當局ノ同意ヲ取付ケ當方ニ回報スルコトナ
リタリ

六日本總會ノ人的構成ニ付テハ實際外部トノ折衝ニ當ル人物トシテ
高木陸郎ヲ推シ陸軍側及外務側トシテ別ニ異議ヲ唱フルコトナク
日本總會ノ發起人及幹部ノ人選ニ付テハ一應之ヲ大島理事ニ一任
シ其ノ詮衡ヲ待テ協議スルコトニ決定セリ

七豫算ニ付テハ別紙趣意書ニ於テ計ニ萬六千九百圓ヲ見積リタルカ
右ハ日本總會ノ設立及其ノ最少限度ノ活動ニ要スル經費ヲ計上シ
タルノミニシテ現地ニ於ケル宣撫工作的活動如何ニ依リ相當多額
ノ經費ヲ要スル見込ナル旨主催者側ヨリ説明アリタリ

動ニ關シテハ當初ヨリ當部及陸軍側ニ於テ聯絡シ來リタルト共ニ北
京、濟南、青島、天津、上海及南京ニ於ケル在外公館長ノ意見ヲ徵
シ候次第有之候ノミナラス貴官ニ於テモ前記發起人中ノ大島善隣協
會理事竝ニ小田文學士等ニ對シ隨時貴見ヲ示セラレ居ラルル由ニ
聞及ヒ居リ候モ同後援會設立發起人側ニ於テ其ノ設立ノ曉ニハ北
支ニ於ケル其ノ活動ニ付專ラ貴官ノ御指示ニ據リ度キ意向ヲ表明致
居リ候就テハ同後援會ノ設立及其ノ北支ニ於ケル活動ニ關シ御
公 信 彙 外 務 省

昭和拾參年七月廿九日發送済

主 任 第一部長 昭和十二年七月廿五日起草

半公信 昭和拾參年七月廿七日附 附屬

在 北 京

林 出 書 記 官

名人信發 峰 谷 部 長

名件録記

(世界紅卍會中華總會後援會ニ關スル件)

拜啓陳者今般左記發起人ニ於テ世界紅卍字會中華總會後援會ヲ東京
ニ組織シ北支竝ニ滿洲國ニ於ケル同總會ノ慈善事業ヲ支援致度キ趣
ニテ當文化事業部ニ對シ何等助成方願出ノ次第有之候處本會設立運
外 務 省

13.8.2

27 76

(12.7.4)

高見当才事堂上、念正ニ
御同示相願度右御依頼旁々此段得貴意候

記

敬
具

一 遠藤柳作

一 高木陸郎

一 大藏公望男

一 藤沼庄平

公
信
案

外
務
省

一 大島善隣協會理事

一 小田文雄士

以
上

公
信
案

外
務
省

文化事業部
B.729
第704
昭和三年七月十四日
附屬物 添付
在中華民國（東京）
大 陸 專 官 補 内 干 城
外 務 大 臣 一 項 一 同 履
世 界 紅 卍 字 會 中 華 總 會 編「北 平 事 變 臨 時 救 濟 報 告」
送 付 件
六 月 下 旬 往 電 關 心 世 界 紅 卍 字 會 中 華 總 會 編 北 平 事 變 臨 時 救 濟 報 告
並 同 續 編 各 一 冊 別 添 送 付 二 冊 付 御 查 閱 相 成 度
在中華民國日本大使館

世界紅正會後援會
 此程役員大半の幹任御承諾を得て漸く形を整へ申し候に付き今一應同趣意書並びに規約
 草案及び役員名簿を同封致し御下許まで御送附申上げ候 玆ては御手紙甚だ懇縮に
 は存じ候へ共何卒御留意を御加筆の上御意見御洩しの程御願ひ申し上げ候 然る上は之
 を基礎と致し破綻案を決定して印刷に附し申すべく候
 次に評議員に就ては兩來發起人會其他に於て其都府相談申し上げ候通り大凡そ左記
 の方々中より便宜承諾を得べく交渉し豫定に有之候間 此際重ねて御意見並びに御盡力
 の方々より更に御願ひの上候 尚ほ此以外にも補任者少むからず有之候こと、存じ候間 何卒
 御留意御願ひ申し上げ候 敬具

昭和十三年八月八日

世界紅正會
 後援會

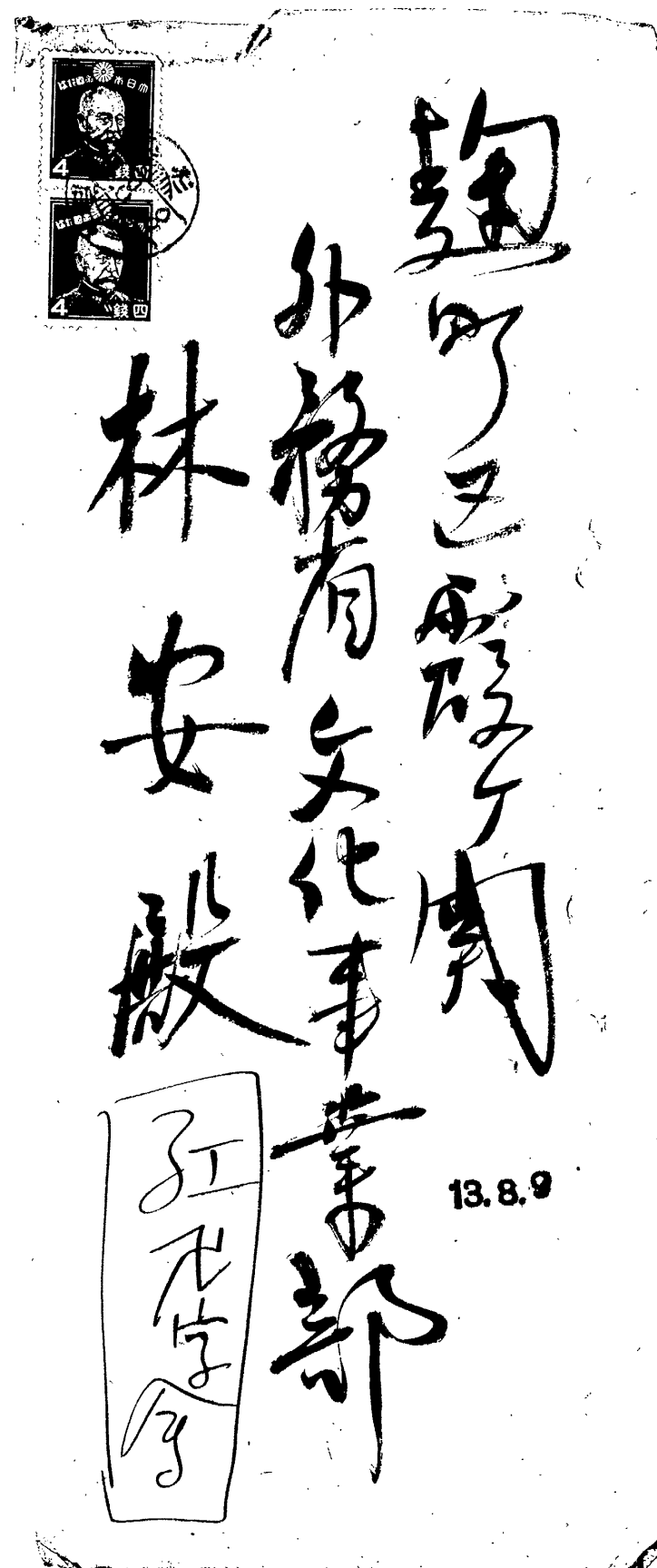
林 安 岐

大島 豊 小田 秀人

評議員推定者 氏名 (御意見略記) ○適任 ×不適任 ? 疑問

本庄 繁	松井石根	荒木 貞夫	阿部 信行
津田 静枝	堀川 美次	幾刈 隆	齊藤 恆
林 純十郎	野村吉三郎	山本 英輔	高橋 三吉
八角 三郎	杉坂 陽二郎	加藤 寛治	川島 義之
小林省三郎	大塚 博樹	林 彌三吉	小野寺長治郎
佐藤 登	齊藤 良郷	田中 郁吉	久保田(中將)
矢田七太郎	永田秀次郎	榎野 禮助	大谷 登
芳澤 謙吉	川越 茂	有田 八郎	松島 肇
廣田 弘毅	小幡 留吉	出淵 勝次	後藤朝太郎
(水野 梅曉)	藤田 馨介	岡本 武三	木村敏市
關屋貞三郎	加藤敬三郎	藤原銀次郎	高島菊次郎
瀧川 儀作	松本 眞平	服部 玄三	小倉 政恆
安見 三郎	森 廣藏	安川雄之助	公森 太郎
一條 實孝	小森 雄介	堀切善次郎	林 徳助
松原(總裁)	林 繁藏	原 邦造	石坂 泰三
作田高太郎	神田 政雄	半澤	

13.8.9



H-0 6 4 3

0118

戒

昭和拾参 八月八日

世界紅十字界後援會
臨時事務所

杉並區西高井戸一ノ一二九

小田秀人 方

電話 荻窪 四六六番

H-0 6 4 3

0119

世界紅卍字會後援會趣意書草案

日支兩民族の融和親善は世界平和の礎石である。而してこの融和親善の實を擧げるためには、政治經濟思想信仰教育諸文化事業等その他あらゆる部門分野に亘つて、官民共に夫れ夫れ積極的に相互理解の道を開き、密接不離の關係を結ぶことが何よりも急務である。而してその必要の痛感さるゝこと今日よりも甚たしきはないのである。

世界紅卍字會は中華民國及び滿洲國の有産有識層に基礎を置く有力なる慈善團體であるが、その創立以來の業績を觀察する時、吾等は之を以て將來の日支兩民族の親善提携上最も信頼すべき團體なることを承認せざるを得ないのである。即ち彼等が國內的に行ひ來つた慈善救濟事業は勿論枚擧に遑ない所であるが、特に吾等の注目し値する所のは、排日思想の最も熾烈であつたこの十數年間に我國民に對して示し來つたその友好的精神と、その結實たる賑濟事業の實績である。即ち大正十二年には關東大震災に米二千石及び金一萬元を、^{昭和}十五年北丹地方震災には金二萬元を、昭和七年三陸地方震災には金二萬元を、昭和八年函館火災には金一萬元を、昭和八年關西風水害には金一萬元を、昭和十年臺灣震災には金五千元を、昭和

十年伊豆地方震災には金五千元を天れ夫れ寄贈し來つたのである。

併し乍ら世界紅卍字會の名が多少とも一般讀者の間に知らるゝに到つたのは、滿洲事變及び支那事變以來のことである。即ち戦火の進行中及びその直後に於ける死體の處理傷病者の看護難民の救濟等彼等の組織的活動は關係者の等しく認め且つ多とする處である。殊に今次事變に當つて、戦禍收束後各重要都市に於て逸早く治安維持會が組織せられ、わが宣撫班と提携協力して治安の回復維持其他善後措置が敏速活潑に行はれつゝあることとは一般内外人の刮目する處であるが、その中心人物の大半が常に世界紅卍字會員であることも屢々報ぜらるゝ所である。然るに以上の如き私情を超越した十幾年間の犠牲的活動にも拘らず、我が一般國民によつてその實狀が尙ほ認識されず、従つて精神的にも物質的にも何等酬いる所のなかつたことは吾人の意外とし且つ遺憾とする所である。

茲に吾等は普く同志を糾合して世界紅卍字會後援會を組織し、一面に於ては同會に對する我が國民一致の認識支持の態度を明かにし、他面に於ては各々應分の淨財を曝出し、その組織を通じて滿洲及び中華同胞難民救濟の一助たらしめんとするものである。

冀くはわが朝野の人々が、日滿支三國の精神的結合の必要性、及び戦後
經營の重大性に察して、吾等の企圖に舉つて御賛同御助力を賜はらんこと
を。尙ほ世界紅十字會の創立沿革思想内容、及びその活動状況等に就ては
別に略述する通りである。

世界紅十字會後援會規約草案

第一章 名 稱

第一條 本會ハ世界紅十字會後援會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ハ世界紅十字會ノ趣旨ニ賛成シテ滿洲及ビ北支ニ於ケル其事業ヲ後援シ日露支親善並ビニ世界平和ノ促進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 事 業

第三條 本會ハ前章ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一 世界紅十字會ノ一般的紹介

二 世界紅十字會ノ事業ニ對スル積極的援助

第四章 組 織

第四條 本會ニ左ノ各部ヲ置ク

一 庶務部 二 事業部

第五條 庶務部ハ會計連絡及ビ其他一切ノ事務ヲ統轄ス

第六條 事業部ハ翻譯出版講演會等ニヨル本會趣旨ノ普及會員ノ獲得ヲ擔當ス

第五章 役 員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名 二 理事長 一名 三 常任理事 十名

四 理事 若干名 五 會計監督 二名 六 評議員 若干名

第八條 會長及ビ理事長ハ理事會ノ決議ニヨリ之ヲ推載ス

理事ハ評議員中ヨリ互選ス

會計監督ハ會長之ヲ委嘱ス

評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第九條 會長ハ會ヲ代表シ會務ヲ總攬ス會長ナキ時ハ理事長之ヲ代行ス

第十條 理事長ハ一般會務ヲ處理ス

第十一條 常任理事ハ理事長ヲ輔佐シテ一般常務ヲ行フ

第十二條 理事及ビ評議員ハ隨時會務ヲ評議ス

第十三條 會計監督ハ本會經費ノ收支ヲ監督ス

第十四條 本會役員ノ諮問ニ應ズルタメ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第六章 會員及ビ會費

第十五條 本會ノ趣旨ニ賛成シ之ヲ援助スルモノヲ以テ會員トス

一、普通會員 會費年額拾圓一口ヲ釀出スルモノ

二、特別會員 會費同上二口以上ヲ釀出スルモノ

三、贊助會員 本會ノ創立事業發展ノタメ特ニ援助スルモノ

四、名譽會員 本會ニ對シ功勞アリ會長ノ推薦シタルモノ

第七章 會計

第十六條 本會ノ創立事業及ビ其維持發展ニ要スル經費ハ會員ノ會費及ビ

會員其他ノ自發的寄附ニヨル

第十七條 本會毎年ノ經費豫算ハ理事會評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ實施ス

第八章 事務所

第十八條 本會ノ會務一般ヲ處理スルタメ左記ノ場所ニ事務所ヲ置ク

東京市

第九章 附則

第十九條 本會設立ノ際ニ於ル理事ハ發起人ノ互選ニヨル

世界紅十字會後援會役員

評議員 (若干名)	顧問 (予定)	會計監督 (予定)	理事	監事	会長
大谷 尊由	平 生 三郎	松岡 洋右	八田 嘉明	原 安三郎	小田 秀人
大 藏 公 望	高 木 隆 郎	林 久 治 郎	坂 西 利 八 郎	藤 沼 庄 平	松 井 七 夫
江 口 定 條	大 島 豊	小 田 秀 人	江 口 定 條	大 島 豊	小 田 秀 人
(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)

電信寫

秘

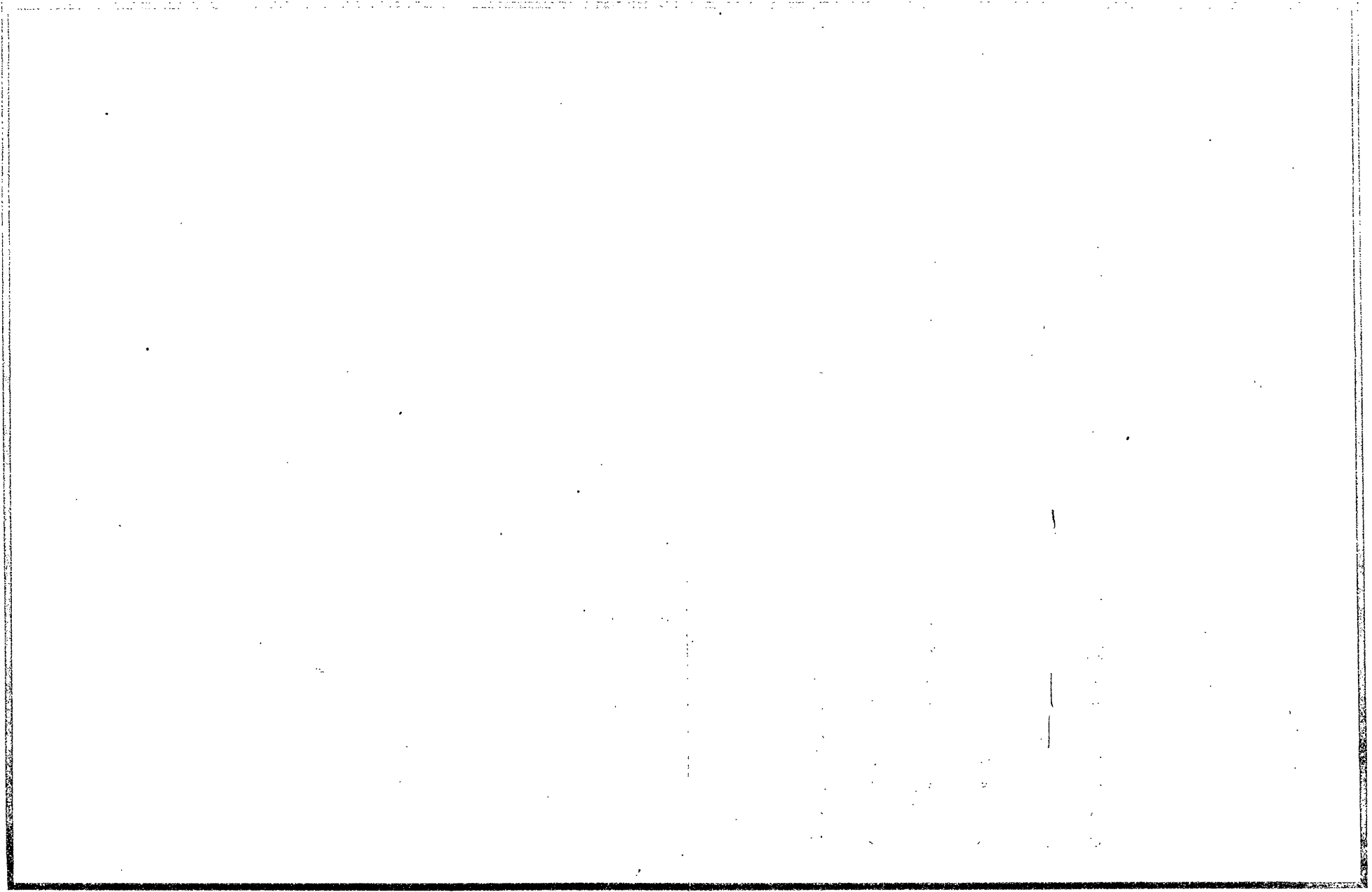
小田
市名(田中人)
篁

H-0 6 4 3

0126

電信寫

神



H-0 6 4 3

0127

世界紅卍字會

五五

は(ト)

世界紅卍字會日本後援會ニ關スル件

(昭和十三年八月二十四日)

八月二十二日陸軍省宮本大尉ヨリ陸軍側トシテ本會支援ニ同意ナル旨ヲ告ケ外務省文化事業部ニ於テ財政的ニ本會援助方依頼アリ續テ參謀本部片山少佐モ大体前記同様ノ趣旨ヲ語リタル上本會ハ飽迄社會慈善事業ヲ支援スル建前ヲ持シ軍側トシテハ隨時側面ヨリ之ヲ援助シ度キ意向ナルニ付本會創立ノ經費ハ外務省側ニ於テ支出アリ度キ旨ヲ申越シ更ニ同二十三日最近北京ヨリ歸來シタル岡田少佐ハ現地軍側ニ於テモ本件ハ充分了解シ居ルカ尙近日成田少佐上京ノ筈ナルニ付此ノ上トモ聯絡指導スヘキニ付外務省側トシテモ本會支援ノ意味ニ於テ創立費ヲ支出アリタキ旨ヲ語ルト共ニ大島理事ハ兎角官廳ニ依頼スル傾向アルモ本會ハ何處迄モ民間淨財ノ寄附ニ依ルコトヲ本体トスル建前ナルヲ以テ此點ハ外務省ヨリモ大島理事ニ充分注意アリ度キ旨申添ヘタルニ付同二十四日午後大島理事ヲ招キ當部ト

外務省

元 補 正
五

シテハ本會創立費トシテ金五千圓也ヲ支出助成スルコトトナリ居ルモ元來本會創立ノ趣旨ハ民間ノ淨財ヲ集ムルニ在ルモノナルヲ以テ右決意ニ依リ充分ナル活動ヲ開始セラレ度キ旨述ヘ置キタル處大島氏ハ最初ヨリ本會創立費トシテ最低減金一萬圓也ヲ豫定シ居ル次第モアリ旁々少シク増額願度キ旨ヲ述ヘタルニ付前記趣旨ヲ反覆シ一應打切り置キタリ

外務省

世界紅十字會日本後援會
自來件 (昭和一三・一〇・七 山口)

十月七日前記後援會主事小田之世子エ
本官ヲ末訪別添申請書ヲ提出アリタル
ニ付本官ヨリ本件助成金ノ支出ハ見合
ハスポートナリタル旨ヲ傳ヘタル上 不取取別
添申請書ヲ受領ニ置キタリ

(美濃半截野紙) (イ)

外務省

(18, 5)

H-0 6 4 3

0129

次
主
會計課
庶務課
庶務課
庶務課

13.12.27
済

昭和十三年十二月十二日起
昭和十三年十二月三十一日決算

文化事業部長

第一課長 田

第二課長 田

世界紅十字會救護會ニ對シ助成金
下附方ノ件

今般世界紅十字會救護會理事長遠藤柳作ヨリ別紙第一號ノ通函成金
下附申請書（趣意書、規程、設立計畫書及豫算書添付）提出アリタ
ル趣向後援會ハ中華民國及滿洲國ニ於ケル有力ナル紅十字會慈善事業團
體タル世界紅十字會ヲ一坂ニ紹介シ旁同會ノ滿洲及北支ニ於ケル慈
善事業ヲ援助スルコトヲ目的トスルモノナルカ右ハ時局惻怛日漸支各

外務省

(日本標準規格B5)

民族相互ノ情誼的親和親善ニ寄與スル所渺カラスト認メラレ且、同
會ノ經費ハ本邦民間ノ淨財善信ニ依ツヘキモノナルモ創立ノ當初ニ
於テハ民間寄附金及會費ノミニ依テ之ヲ賄フコト困難ナルハ已ムヲ
待サル所ト認メララルニ付同後援會第一年度（昭和十二年度）豫算
並一萬五千圓中不足額並五十四圓也ヲ昭和十三年度ニ於テ對支文化事
業特別會費等來費ノ填助成費ノ目ヨリ支山シ別紙第二號指令書ニ依
リ上記遠藤理事長ニ交付スルコトト致度シ

石川高義

外務省

(日本標準規格B5)

H-0 6 4 3

0131

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

指令第八五號

指

令

書

昭和拾參年五月廿貳日發送済

世界紅十字會救済代表者

理事長 遠藤 樹 作

第一條 其ノ旨ノ事業ヲ助成スル爲昭和十三年度ニ於テ金五千圓也
ヲ交付スヘシ

第二條 本交付金ノ收支ハ之ヲ出納簿ニ記載シ其ノ收支ヲ明カニス
ヘシ

物品ノ交付ニ付テモ小帳簿ヲ備ヘ之ヲ記入シ蔵庫ニ保管スヘシ
領收書其ノ他收支ノ事實ヲ証明スル一切ノ書類ハ指令ニ依リ何時
ニテモ提出シ得ル様態確保存スヘシ

第三條 本交付金ヲ以テ購入シタル物品ノ處分ニ關シテハ豫メ外務
大臣ノ指示ヲ受クヘシ

第四條 年度経過後一月以内ニ收支計算書並ニ事業概況報告書各二

外務省

(日本標準規格B5)

22 57

通ヲ提出スヘシ

第五條 外務大臣ハ官吏又ハ嘱託員ヲ派遣シ收支計算及事業經營ノ
實況ヲ監督セシムルコトアルヘシ

第六條 本指令又ハ之ニ基キテ隨時發スルコトアルヘキ指令ニ遵育
スト認ムルトキハ既に交付シタル助成金ノ全部又ハ一部ヲ返納セ
シムルコトアルヘシ

昭和十三年五月廿貳日

外務大臣 有田 八郎

外務省

(日本標準規格B5)

H-0 6 4 3

0132

公 信 案 外 務 省

リ即成スル下ニ 指令書一通 別添用
送付致ス付テハ 請書又請求書(書式
丈、別紙一通)各一通 添提出和成度此
便申進ス
別添指令書字作製、官印押捺上添附ノ下
別添書式ニ通其儘添附致送ナリ

CH 本標準規格 B5

發信用 執務用	
上信	1
附	甲 1 乙 2
丙	
丁	
備考	62
13.12.27	
文化	
昭和拾陸年十二月廿二日發送済	
主 任 第一課長 田中	
受 杉道西高井戸一三九	
十四番人方	
世界紅十字會後援會	
理事長 遠藤柳作	
世界紅十字會後援會事務部成田ニ付	
事件因ニ十二月十日附書後、以テ添申請	
一次第諸承在、詮議ノ結果、貴後	
後會ニ付、昭和十五年度於テ金五ヶ月也	
公 信 案	
外 務 省	
(12.7)	
22 56	
B.12.23	

H-0 6 4 3

0133

別紙

世界紅卍字會後援會補助金申請書

世界紅卍字會
理事會
昭和十三年十二月
DEC 13 1938

世界紅卍字會は中華民國及び滿洲國に於る有數なる社會慈善事業團體にして大正十一年創立以來その實績は識者の等しく認むる處に有之、就中熾烈なる排日氣運の渦中にあつてよく善隣の誼を盡し、大正十二年關東大震災以來我國の災厄に對して金品を賑濟したること屢々なるのみならず、滿洲事變支那事變に際してもよく中正を守り、戦死者の埋葬、傷病者避難民の處理救濟、戦後の治安回復への協力等枚舉に遑なき次第に有之候。依て茲に同志相圖り世界紅卍字會後援會を組織致し、その慈善事業を後援し併せて日滿支各民族の精神的融和親善及び惹ては東洋平和の樹立に對して貢獻する所あらんことを期する次第に有之候。而して本後援會の主たる經營は事業の性質上民間の淨財喜捨に俟つべき事勿論に御座候得共、會創立の頭初に當ては、事務所の設立・現地との連絡調査滿支紅卍字會代表の招聘、紹介文書の出版等其他のため所要出費も少からざる見込に有之候に就ては補助金御下附相願ひ度く別紙趣意書規約

計畫書豫算書相添へ此段及申請候也

昭和十三年十月十日

世界紅卍字會後援會

理事長 遠藤柳

外務省文化事業部長

蜂谷輝雄 殿

別紙

世界紅卍字會後援會補助金申請書

世界紅卍字會
理事會
印
DEC 13 1938

後援會

世界紅卍字會は中華民國及び滿洲國に於る有數なる社會慈善事業團體にして大正十一年創立以來その實績は識者の等しく認むる處に有之、就中熾烈なる排日氣運の渦中にあつてよく善隣の誼を盡し、大正十二年關東大震災以來我國の災厄に對して金品を賑濟したること屢々なるのみならず、滿洲事變支那事變に際してもよく中正を守り、戦死者の埋葬、傷病者避難民の處理救済、戦後の治安回復への協力等枚舉に遑なき次第に有之候。依て茲に同志相圖り世界紅卍字會後援會を組織致し、その慈善事業を後援し併せて日滿支各民族の精神的融和親善及び惹ては東洋の樹立に對して貢獻する所あらんことを期する次第に有之候。而して後援會の主たる經費は事業の性質上民間の淨財喜捨に俟つべき事勿御座候得共、會創立の頭初に當ては、事務所の設立・現地との連絡滿支紅卍字會代表の招聘、紹介文書の出版等其他のため所要出費からざる見込に有之候に就ては補助金御下附相願ひ度く別紙趣意書

計畫書豫算書相添へ此段及申請候也

昭和十三年十月十日

世界紅卍字會後援會

理事長 遠藤柳

外務省文化事業部長

蜂谷輝雄 殿

H-0 6 4 3

0135

世界紅卍字會後援會趣意書

日支兩民族の融和親善は世界平和の礎石である。而してこの融和親善の實を擧げるためには、政治經濟思想信仰教育諸文化事業等その他あらゆる部門分野に互つて、官民共に夫れ夫れ積極的に相互理解の道を開き、密接不離の關係を結ぶことが何よりも急務である。而してその必要の痛感さるるこそ今日よりも甚だしきはないのである。

世界紅卍字會は中華民國及び滿洲國の有識有産階級に基礎を置く有力な慈善團體であるが、その創立以來の業績を観察する時、吾等は之を以て將來の日支兩民族の親善提携上最も信頼すべき團體なることを承認せざるを得ないのである。即ち彼等が國內的に行ひ來つた慈善救濟事業は勿論枚舉に遑ない所であるが、特に吾等の注目に値する所のものは、排日思想の最も熾烈であつたこの十數年間に我國民に對して示し來つたその友好的精神と、その結實たる賑濟事業の實績である。即ち大正十二年關東大震災には米二千石及び金一萬元を、昭和二年北丹地方震災には金五千元を、昭和七年三陸地方震災には金二萬元を、昭和八年函館火災には金一萬元を、昭和八年關西風水害には金一萬元を、昭和十年臺灣震災には金五千元を、昭和

十年伊豆地方震災には金五千元を夫れ夫れ寄贈し來つたのである。

併し乍ら世界紅卍字會の名が次第に一般識者の間に知らるゝに至つたのは、滿洲事變及び支那事變以來のことである。即ち戰火の進行中及びその直後に於ける死體の處理傷病者の看護、難民の救濟等彼等の組織的活動は關係者の等しく認め且つ多とする所である。特に今次事變に當つて、戰禍收束後各重要都市に於て逸早く治安維持會が組織せられ、わが宣撫班と提携協力して治安の回復維持その他善後措置が敏速活潑に行はれつゝあることは一般内外人の刮目する所であるが、その中心人物の大半が常に世界紅卍字會員であることも屢々報ぜらるゝ所である。然るに以上の如き私情を超越した十幾年間の犠牲的活動にも拘らず、我が一般國民によつてその實狀が尙ほ認識せられず、従つて精神的にも物質的にも我方より何等酬いる所のなかつたことは、吾人の意外とし且つ遺憾とする所である。

茲に吾等は普く同志を糾合して世界紅卍字會後援會を組織し、一面に於ては同會に對する我が國民一致の認識支持の態度を明かにし、他面に於ては各々應分の淨財を醸出し、その組織を通じて滿洲及び中華同胞難民救濟の一助たらしめんとするものである。

冀くはわが朝野の人々が、日滿支三國の精神的結合の必要性、及び戦後
經營の重大性に察して、吾等の企圖に舉つて御賛同御助力を賜はらんこ
を・尙ほ世界紅卍字會の創立沿革思想内容、及びその活動狀況等に就ては
別に略述する通りである・

世界紅卍字會後援會 規約

第一章 名 稱

第一條 本會ハ世界紅卍字會後援會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ハ世界紅卍字會ノ趣旨ニ賛成シテ滿洲及ビ北支ニ於ケル其
事業ヲ後援シ日滿支親善竝ビニ世界平和ノ促進ヲ圖ルヲ以テ目
的トス

第三章 事 業

第三條 本會ハ前章ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

第一條

一 世界紅卍字會ノ一般の紹介

二 世界紅卍字會ノ事業ニ對スル積極的援助

第四章 組 織

第四條 本會ニ左ノ各部ヲ置ク

一 庶務部 二 事業部

庶務部ハ會計連絡及ビ其他一切ノ事務ヲ統轄ス

第六條 事業部ハ翻譯出版講演等ニヨル本會趣旨ノ普及及ビ會員ノ獲得
ヲ擔當ス

第五章 役 員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名 二 理事長 一名 三 常務理事 一名

四 理事 若干名 五 會計監督 一名 六 主 事 一名

七 評議員 若干名

第八條 會長及ビ理事長ハ理事會ノ決議ニヨリ之ヲ推戴ス

理事ハ評議員中ヨリ互選ス

會計監督ハ會長之ヲ委嘱ス

評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第九條 會長ハ會ヲ代表シ會務ヲ總攬ス會長ナキ時ハ理事長之ヲ代行ス

第十條 理事長ハ一般會務ヲ處理ス

第十一條 常務理事ハ理事長ヲ輔佐シテ一般常務ヲ行フ

第十二條 主事ハ常務理事ノ下ニアリテ一般事務ヲ辦理ス

第十三條 理事及ビ評議員ハ隨時會務ヲ評議ス

第十四條 會計監督ハ本會經費ノ收支ヲ監督ス

第十五條 本會役員ノ諮問ニ應ズルタメ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第六章 會員及ビ會費

第十六條 本會ノ趣旨ニ賛成シ之ヲ援助スルモノヲ以テ會員トス

一、普通會員 會費年額拾圓一口ヲ釀出スルモノ

二、特別會員 會費同上二口以上ヲ釀出スルモノ

三、贊助會員 本會ノ創立事業發展ノタメ特ニ援助スルモノ

四、名譽會員 本會ニ對シ功勞アリテ會長ノ推薦シタルモノ

第七章 會計

第十七條 本會ノ創立事業及ビ其維持發展ニ要スル經費ハ會員ノ會費及ビ

會員其他ノ自發的寄附ニヨル

第十八條 本會毎年ノ經費豫算ハ理事會評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ實施ス

第八章 事務所

第十九條 本會ノ會務一般ヲ處理スルタメ左記ノ場所ニ事務所ヲ置ク

東京市

第九章 附則

第二十條 本會設立ノ際ニ於ル理事ハ發起人ノ互選ニヨル

世界紅卍字會後援會 役員

顧問 (若干名)	評議員 (若干名)	主事	會計監督	同	同	同	同	同	同	理事	常務理事	理事長
		小田 秀人	原安三郎	大島 豊	坂西 利八郎	藤沼 庄平	八田 嘉明	林 久治郎	高木 陸郎	大藏 公望	松井 七夫	遠藤 柳作

世界紅卍字會後援會設立計畫書

一、事務所設定

後援會固有ノ事務以外ニ將來日滿支人各方面ノ出入往來頻繁ナルベキ豫想ノ下ニ事情ノ許ス限リニ於テ獨立家屋ヲ以テ之ニ當タキ意向

二、ナリ

ニ視察員連絡員ノ現地派遣

三、世界紅卍字會ノ紹介及び日滿支人ノ精神的融和親善ノ意味ニ於ル同會中

華總會及び滿洲總會ノ代表者招聘

四、世界紅卍字會ノ歴史思想内容竝ニ活動情況ニ關スル文書小冊子ノ出版

五、講演會座談會ノ開催

六、後援會々員ノ獲得

七、世界紅卍字會ヲ通シテノ滿洲國及ビ中華民國ニ於ル難民ノ救濟
其他日滿支各民族ノ民衆的交歡

世界紅卍字會後援會設立豫算書
(初年度一箇年分)

收入	備考	金額
寄附金		七〇〇〇圓
會費	會員一口十圓三百口	三〇〇〇圓
補助金	外務省文化事業部ヨリ	五〇〇〇圓
總計		一五〇〇〇圓

支出	備考	金額
一、事務所設定費	借家敷金備品等 其他	三、〇〇〇圓
二、事務所維持費(二箇年)	家賃(月百五十圓) 雜費	一、二〇〇圓 六〇〇圓
三、人件費	旅費其他(五名)	一、二〇〇圓
四、視察員連絡員派遣費	旅費歡迎滞在費(十名)	二、〇〇〇圓
五、中華滿洲總會ヨリノ招聘		三、〇〇〇圓
六、文書小冊子編譯出版		一、〇〇〇圓
七、集會講演費		一、〇〇〇圓
八、接待費		五〇〇圓
九、救濟費(最初ノ一回分)	中華滿洲總會ニ對シテ (成可ク寄附金ヲ集メ救濟 費ノ増額ヲ圖ルコト)	一、〇〇〇圓
十、雜費		五〇〇圓
總計		一五〇〇〇圓

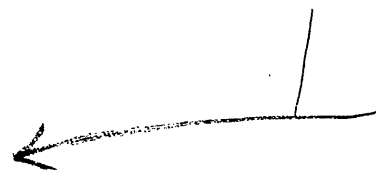
電信寫

秘

晴る電

文

五
北
文



H-0 6 4 3

0143

請
假
寫

神



H-0 6 4 3

0144

別紙
第二號

指令第

號

指

令

書

世界紅卍會後援會代表者

理事長 遠藤柳作

第一條 其ノ會ノ事業ヲ助成スル爲昭和十三年度ニ於テ金五千圓也
ヲ交付スヘシ

第二條 本交付金ノ收支ハ之ヲ出納簿ニ記帳シ其ノ收支ヲ明カニス
ヘシ

物品ノ受拂ニ付テモ亦帳簿ヲ備ヘ之ヲ記入シ嚴重ニ保管スヘシ
領收書其ノ他收支ノ事實ヲ證明スル一切ノ書類ハ指令ニ依リ何時
ニテモ提出シ得ル様整理保存スヘシ

第三條 本交付金ヲ以テ購入シタル物品ノ處分ニ關シテハ豫メ外務
大臣ノ指示ヲ受クヘシ

第四條 年度經過後一月以內ニ收支計算書並ニ事業概況報告書各二

外務省

(日本標準規格B5)

通ヲ提出スヘシ

第五條 外務大臣ハ官吏又ハ囑託員ヲ派遣シ收支計算及事業經營ノ
實況ヲ監査セシムルコトアルヘシ

第六條 本指令又ハ之ニ基キテ隨時發スルコトアルヘキ指令ニ違背
スト認ムルトキハ既ニ交付シタル助成金ノ全部又ハ一部ヲ返納セ
シムルコトアルヘシ

昭和十三年 月 日

外務大臣 有田 八郎

外務省

(日本標準規格B5)

H-0 6 4 3

0145

世界紅十字會後援會趣意書草案

日支兩民族の融和親善は世界平和の礎石である。而してこの融和親善の實を擧げるためには、政治經濟思想信仰教育諸文化事業等その他あらゆる部門分野に互つて、官民共に天れ天れ積極的に相互理解の道を開き、密接不離の關係を結ぶことが何よりも急務である。而してその必要の痛感さるゝこと今日よりも甚だしきはないのである。

世界紅十字會は中華民國及び滿洲國の有産有識層に基礎を置く有力なる慈善団体であるが、その創立以來の業績を觀察する時、吾等は之を以て將來の日支兩民族の親善提携上最も信頼すべき團體なることを承認せざるを得ないのである。即ち彼等が國內的に行ひ來つた慈善救済事業は勿論放棄に遺るべき所であるが、特に吾等の注目し値する所のは、排日思想の最も遠絶であるつたこの十數年間に我國民に對して示し來つたその友好的精神と、その結實たる賑濟事業の實績である。即ち大正十二年に關東大震災に米二千石及び金一萬元を、大正十五年北丹地方震災には金二萬元を、昭和七年三陸地方震災には金二萬元を、昭和八年函館火災には金一萬元を、昭和八年西風水害には金一萬元を、昭和十年臺灣震災には金五千元を、昭和

十年伊豆地方震災には金五千元を天れ夫れ寄贈し來つたのである。

併し乍ら世界紅十字會の名が多少とも一般讀者の間に知らるゝに到つたのは、滿洲事變及び支那事變以來のことである。即ち戦火の進行中及びその直後に於ける死體の處理傷病者の看護難民の救済等彼等の組織的活動は關係者の等しく認め且つ多とする處である。殊に今次事變に當つて、戦禍收束後各重要都市に於て速早く治安維持會が組織せられ、わか宜撫察と提携協力して治安の回復維持其の他善後措置が敏速活動に行はれつゝあることは一般内外人の刮目する處であるが、その中心人物の大半が常に世界紅十字會員であることも屢々報ぜらるゝ所である。然るに以上の如き事情を認識した十數年間の犠牲的活動にも拘らず、我が一般國民によつてその實狀が尙ほ認識されず、従つて精神的にも物質的にも何等酬いる所のなかつたことは吾人の意外とし且つ遺憾とする所である。

茲に吾等は普く同志を糾合して世界紅十字會後援會を組織し、一面に於ては同會に對する我が國民一致の認識支持の態度を明かにし、他面に於ては各々應分の淨財を獻出し、その組織を通じて滿洲及び中華同胞難民救済の一助たらしめんとするものである。

其くはわが朝鮮の人々が、日滿支三國の精神的結合の必要性、及び戦後
經營の正大性を見て、吾等の企圖に舉つて御賛同御助力を賜はらんこと
を。尙ほ世界に出字會の創立、治平思想内容、及びその活動状況等に就ては
別に略述する通りである。

世界紅十字會後援會規約草案

第一章 名 稱

第一條 本會ハ世界紅十字會後援會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ハ世界紅十字會ノ趣旨ニ賛成シテ滿洲及ビ北支ニ於ケル其事業ヲ後援シ且支親善並ニ世界平和ノ促進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章 事 業

第三條 本會ハ兩章ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一 世界紅十字會ノ一般の紹介

二 世界紅十字會ノ事業ニ對スル積極的援助

第四章 組 織

第四條 本會ニ左ノ各部ヲ置ク

一 庶務部 二 事業部

第五條 庶務部ハ會計連絡及ビ其他一切ノ事務ヲ統轄ス

第六條 事業部ハ翻譯出版講演會等ニヨル本會趣旨ノ普及會員ノ獲得ヲ擔當ス

第五章 役 員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名 二 理事長 一名 三 常任理事 三名

四 理事 若干名 五 會計監督 二名 六 評議員 若干名

第八條 會長及ビ理事長ハ理事會ノ決議ニヨリ之ヲ推戴ス

理事ハ評議員中ヨリ互選ス

會計監督ハ會長之ヲ委嘱ス

評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第九條 會長ハ會ヲ代表シ且總務ス會長ナキ時ハ理事長之ヲ代行ス

第十條 理事長ハ一般事務ヲ處理ス

第十一條 常任理事ハ理事長ヲ輔佐シテ一般事務ヲ行フ

第十二條 理事及ビ評議員ハ隨時會務ヲ評議ス

第十三條 會計監督ハ本會總務ノ收支ヲ監督ス

第十四條 本會役員ノ諮問ニ應ズルタメ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

第六章 會員及ビ會費

第十五條

本會ノ趣旨ニ賛成シ之ヲ援助スルモノヲ以テ會員トス

一 普通會員 會費年額拾圓一口ヲ齎出スルモノ

二 特別會員 會費同上二口以上ヲ齎出スルモノ

三 賛助會員 本會ノ創立事業發展ノタメ特ニ援助スルモノ

四 名譽會員 本會ニ對シ功勞アリ會長ノ推薦シタルモノ

第七章 會計

第十六條

本會ノ創立事業及ビ其維持發展ニ要スル經費ハ會員ノ會費及ビ

會員其他ノ自發的寄附ニヨル

第十七條

本會毎年ノ經費豫算ハ理事會評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ實施ス

第八章 學務所

第十八條

本會ノ會務一般ヲ處理スルタメ左記ノ場所ニ學務所ヲ置ク

東京市

第九章 附則

第十九條

本會設立ノ際ニ於ル理事ハ發起人ノ互選ニヨル

會長

理學長

29
1970

一

同

14

同

112

同

· 同

(一) 據定

小	大
田	島
秀	
人	豊

江	松	藤	坂	林	高	大
口	井	沼	西	久	木	藏
定	七	庄	利	治	陸	公
條	夫	平	郎	郎	郎	望

遠
藤
柳
作

會計監督（豫定）

高

原 安 三 郎

由豫定

大谷尊由

[16]

四

平 生 飢 三 郎

52

四

松岡洋右

評議員若干名

通

評議員推薦決定者		氏名		御意見時		〇選任		×不適任		?疑問	
本庄	鑑	松井	石根	荒木	貞夫			阿部	信行		
津田	静枝	堀川	榮次	菱刈	隆			齊藤	恆		
林	純十郎	野村	吉三郎	山本	英輔			高橋	三吉		
八角	三郎	杉坂	梯二郎	加藤	寛治			川島	義之		
小林	省三郎	大塚	恒精	林	彌三吉			小野	寺長治郎		
佐藤	登	齊藤	良衛	田中	都吉			久保田	(中將)		
矢田	仁太郎	永田	秀次郎	榎野	禮助			大谷	登		
芳澤	謙吉	川越	茂	有田	八郎			松島	肇		
廣田	弘毅	小幡	西吉	出淵	勝次			後藤	朝太郎		
水野	梅雄	藤田	榮介	岡本	武三			木村	鋭市		
●關屋	貞三郎	加藤	敏三郎	藤原	銀次郎			高島	菊次郎		
瀧川	義作	松本	眞平	服部	玄三			小倉	政恆		
安見	三郎	森	廣藏	安川	雄之助			公森	太郎		
一條	實憲	小森	雄介	堀切	善次郎			林	權助		
松原	(總裁)	林	繁藏	原	邦造			石坂	泰三		
作田	高太郎	神田	政雄	半澤							